

ちばやあかたか

▷人の動き▷

世帯数および人口

(昭和51年10月31日現在)

世帯数	1,265戸
人口	5,403人
男	2,611人
女	2,792人

第52号 回発行 千早赤阪村役場 ☎ (07217) 2-0081 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷所



村合併二〇周年記念

祝賀式典挙行される

去る十月二十三日午前十時より赤阪小学校体育館において、大阪府知事(代理)・府議会議長(代理)・府町村会会長、近隣市町村長・議長等、来賓多数の御臨席と村会議員・村内各種団体の長の御出席を得て、村合併二〇周年記念祝賀式典が盛大に挙行されました。

昭和三十一年九月三十日に町村合併促進法の適用を受け、千早村と赤阪村が合併し、千早赤阪村が誕生して以来、順調な発展を続け二〇周年を迎えました。当日、村政に功労のあった個人・団体に感謝状・表彰状が贈呈されましたが二〇周年を記念して、村民憲章・村の木・村の花が制定されました。

〔今月号の内容〕

◆村合併20周年記念祝賀式典挙行される	1頁	◆住民検診を受けられた方へ	4頁
◆千早赤阪村合併20周年を迎えて	2頁	◆定例赤ちゃん会開催について	4頁
◆千早赤阪村民憲章	2頁	◆休日診療について	4頁
◆村民憲章村の木・村の花制定される	2頁	◆村税メモ	4頁
◆国民年金のしくみ	3頁	◆善意銀行	5頁
◆人権週間	3頁	◆楠公史跡保存会にご加入を	5頁
◆暴力問題相談所の開設について	3頁	◆歳末助け合い運動にご協力を	5頁
◆秋の全国火災予防運動はじまる	4頁	◆金剛山頂で清掃奉仕	5頁
		◆年中行事シリーズ	6頁

千早赤阪村合併

二十周年を迎えて

四季折々の山野、澄んだ空、

大阪の屋根金剛葛城の山を背景に共に古い歴史と多くの楠公史跡をもつ千早村と赤阪村の両村が町村合併促進法の適用を受け、昭和三十一年九月三十日新らしく千早赤阪村として誕生しました。以来二十

年間、歴代村長・村議会議員・職員並びに村民各位の深いご理解と総力の結集により、村政の順調な伸展を見つ二十周年の記念すべき今日を迎えましたことは、ご同慶の至りであり、この機会に深く敬意と感謝の気持ちを表す次第であります。

近年、府下の人口は激しい都市化の波によりドーナツ化現象を呈し、地方へ伸びつつあります。

本村の場合も、一部宅地開発により将来大幅な人口の増加が見込まれ、村の姿も今後大きく変わろうとしています。このような情勢の中で、大阪府民の憩いである自然と都市近郊農山村として「生新にして安価な生鮮食糧品」を都市に供給する食糧供給産業としての農村の基本的な役割のみでなく、都市の人々も土に親しみ、楽しめ、憩いを与える環境浄化産業として、また金剛山・葛城山を村域にもつ当村は、私達の身近なところで毎日の生活の中に組入れられ楽しんでいただける、ほんとうのレクリエーションの場として脱皮し

つつあります。

このような見地から今後の施設は今までの観光を名とした乱開発とは別なもので、すぐれた自然の保護と、史跡の保存を主体とした開発をされなくてはならないと思

います。自然休養村事業の一環として行った遊歩道兼用の農道にしまして自然条件の整った理想的なところに、しかも日常生活の保養と休養のため、すべての人々に利用されることを考え、つくられた施設の一つであります。そしてこれらは地域住民(村民)のみの利用にとどまらず、府民の施設として多

く活用されることを望むものであります。

この千早赤阪村の自然は、当村のみならず、大阪府いや日本の宝だと考えています。

今や経済は低成長の時代に入り自治体は深刻な財政危機に直面し村行政の遂行には幾多の試練が続くものと予想されますが、この美しい自然と豊かな資源を活用し、意欲にみちた村民の皆様と共に、「明るく住みよい訪れやすい魅力ある豊かな村づくり」のため、生活環境の整備、社会福祉の充実、農林業基盤の整備、教育の振興等二十年のあゆみを基礎に、あらゆる施策を積極的に推進し更に大きな伸展をめざして、懸命の努力をする所存であります。村民各位のご協力とご指導を切にお願い申し上げます。

千早赤阪村民憲章

わたたくしたち村民は、金剛山の

古い歴史と美しい自然の中に生きること誇りとし、心と力をひとつにして、魅力ある千早赤阪村をつくるため、この憲章を定めます

●わたたくしたち村民は、金剛山の峰々の緑を愛し、樹木を育て、恵まれた自然の環境を守ります

●わたたくしたち村民は、金剛山の谷間より流れる菊水の恩恵に感謝し、みんなのために、清潔な

川であるよう心がけましょう。

●わたたくしたち村民は、金剛山の里にある文化遺産を尊び、歴史を正しく理解し文化の創造につとめましょう。

●わたたくしたち村民は、金剛山のふもとに広がる果樹園芸をより盛んにし、産業の振興発展にげきましょう。

●わたたくしたち村民は、たがいに助け合い、金剛山を訪れる人々にあたたかい気持ちで接し、み

んなで和を広げましょう。

★ 村の木 くすのき

★ 村の花 やまゆり

(こけしゆり)

村民憲章
村の木
村の花

制定される

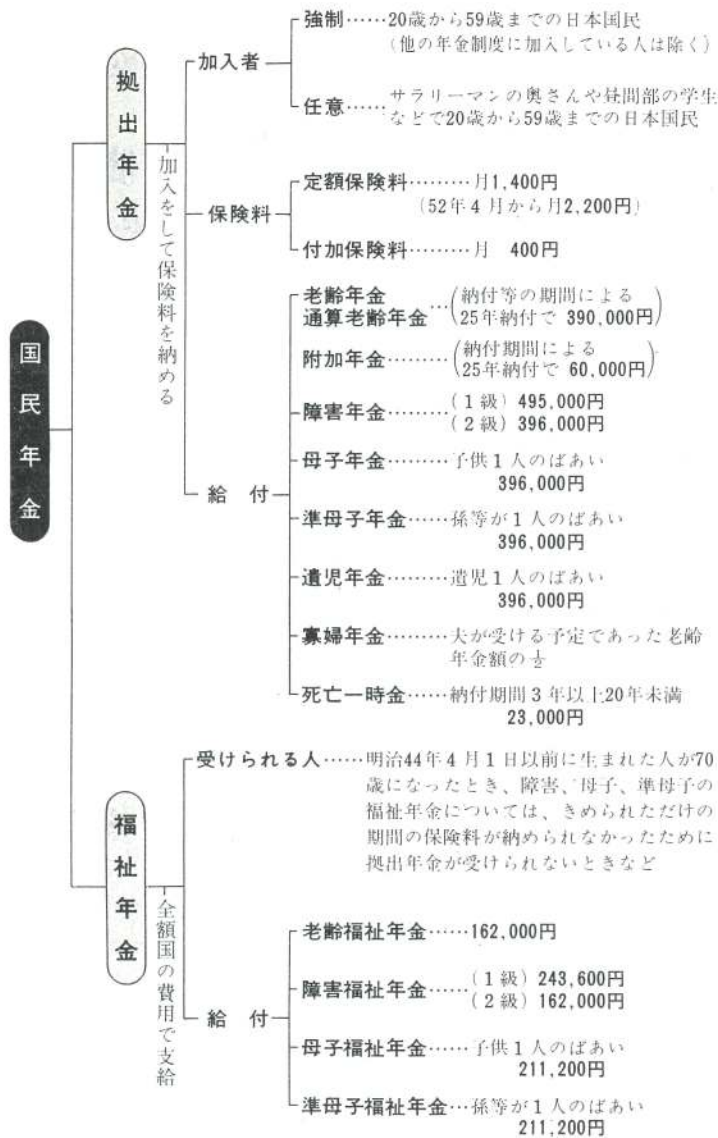
村民憲章・村の木・村の花は千早赤阪村が誕生した二十周年を記念し、美しい自然と輝かしい歴史にめぐまれた誇りある村の伝統を維持しつつ、更に自然を愛し豊かな明るく住みよい文化的な村づくりを願う村民自らの生活の規範であります。憲章については、起草委員の方々が英知をしぼり、また村の木・村の花は、村民各位の投稿され



たものをもとに審議会が村の特色を充分認識し時代の流れをわきまえて村の将来を村民一人一人の願いに託するに足る表現として制定されたものであります。

国民年金のしくみ

国民年金は、歳をとったり、病気やケガのため障害者になったり、生活の中心者が死亡して収入の道が閉ざされるような状態になったときに、年金を支給して生活の安定を図ることを目的としています。この国民年金は拠出年金が中心でそれを補うものとして福祉年金があります。



人権週間

12/4 ~ 12/10

今年も12月4日から10日までを人権週間として、各地で種々の人権意識高揚の行事が行なわれます

今年の強調事項

①人権の共有

現在、自己中心的な人権の主張が強くなっている反面、他人の人権を顧みない横暴な考え方による人権侵害の事例が多くなっています。

②部落差別の解消

今日なお就職、結婚等の差別事件はあとをたちません。部落出身というだけで差別され、迫害されています。このような状況を見るにつけ、私達はもう一度憲法の中の「基本的人権の尊重」という理念を考え、一人一人肝に銘じなければなりません。

③婦人の地位向上
今年から十年間は「婦人の十年」です。

男女平等の原則は憲法をはじめ種々の法律によって確立されていますが、現実には前時代的な習慣や因習とかいったものも残っており、このことにより家庭や職場等で差別がひき起されています。この機会に「婦人の地位向上」のためみなさんのそれぞれの立場で取り組んでいきましょう。



特設人権相談日

日時 12月13日(月)

午後1時~4時

場所 役場二階議長室

相談員

大阪法務局堺支局職員

村人権擁護委員

葛本清脩氏

村民のみなさん、人権問題について感じたり、疑問に思うことがあれば、お気軽にご相談ください。

自動車文庫

府立図書館から府下の各地に巡回する自動車文庫は、毎月一回廻ってきて本の貸出しをしてくれています。ご利用ください。
巡回予定は次の通りです。

月日

十一月十七日(木)
十二月十三日(月)

時間

奥千早 11時~11時50分
中学校 12時10分~13時
役場前 13時10分~14時

暴力問題相談所の開設について

このたび富田林警察署に暴力問題相談所を開設しました。

府民のみなさんで、暴力団関係者に、いじめられたり、無理難題を言われて困っている方、なんている方はぜひご利用してください。

大阪府富田林警察署総務課

相談係

電話〇七二二一

⑤一三三四六 ⑤一二一五

秋の全国火災予防

運動はじまる

11月26日～12月2日

運動を実施致します。

みんなひとりひとりが、火の取り扱いに注意するとともに、村が一体となって火災の予防に努めましょう。

◇これだけは防火の心得として必ず守ってください。

- (1) にかける前、やすむ前に火の点検
- (2) 寝たばこや、たばこの投げ捨ては絶対に止めよう。
- (3) ガスコンロや、暖房器具は正しい方に気をつけよう。
- (4) お年寄や、幼児の安全な避難方法を考えよう。
- (5) 消火用具や、消火用水の備えをしよう。

これからは、しだいに寒さもきびしくなり、ストーブやこたつ等がいしくなる時期となり、これに伴い一年を通じて火災が最も多く発生する季節ともいえます。

本村でも、火災の多発期に先がけ消防団の協力を得て11月26日から12月2日までの一週間、秋の火災予防

◎火災は人災

防ぐはあなた！

住民検診を
受けられた方へ

9月に実施致しました住民検診の結果については、異常のあった方のみ、11月20日まで通知致します。

なお、異常のなかった方には、結果通知致しませんのでご了承ください。

昭和五十一年度、固定資産税第四期の納期は十一月末日です。本月も次の通り各地区へ出張徴収に伺いますので、この機会にぜひお

村税メモ

納め下さい。
なお、十二月は出張徴収いたしませんので、府村民税第四期分も併せて納付くださいますようお願い致します。

たばこは村内で
買いましょう



昭和五十年
度には七五
八〇千円が村
の収入になり
ました。あな
た一人当り、
(二十才以上)
二・〇三七円を納付したことにな
ります。だから、たばこは村内で
買いましょう。

月 日	時 間	場 所
11月24日 (木)	午前9時～正午	森屋青年会場
	午前9時～正午	水分公民館
	午後1時～午後4時	二河原辺集会所
11月25日 (木)	午前9時～正午	川野辺集会所
	午後1時～午後4時	桐山金泉寺
	午前9時～正午	中津原集会所
11月26日 (金)	午前9時30分～午後1時	千早農協出張所
	午前9時～正午	小吹台小学校
	午前9時～正午	上東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所

出張徴収日と場所

＝定例赤ちゃん会開催＝

赤ちゃんについての育児、健康相談等下記のとおり実施致しますので、最寄りの場所へご出席ください。

なお、3才になられた方は3才児健康診査を富田林保健所で毎月第一・第三金曜日午後0時30分より1時まで受付を行っておりますので、受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください。

赤ちゃん会開催日程表

実施日	時 間	場 所
11月24日 (木)	午後1時20分～2時20分	川野辺(川辺英一氏宅前)
	2時30分～3時30分	水分(神社下共同貯蔵庫前)
11月26日 (金)	午後1時20分～1時50分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	2時～2時30分	桐山(金泉寺下)
	2時40分～3時30分	役場庁舎前
11月29日 (月)	午後1時20分～2時	吉年(東阪郵便局下)
	2時10分～2時40分	下東阪集会所
	2時50分～3時10分	上東阪(辻アキノ氏宅前)
	3時20分～4時	千 早(奥千早診療所前)
11月30日 (火)	午後1時20分～2時	小吹集会所
	2時10分～2時40分	中津原集会所前
	3時～4時	小吹台小学校前

休日診療について

休日診療当直医予定表

月 日	医 院 名	住 所	電話番号
11月21日(日)	成 原 医 院	富田林市高辺台1丁目7-18	07212 ⑨1440
23日(祝)	河 南 診 療 所	河南町白木	07219 ③3050
28日(日)	山 本 医 院	富田林市久野喜台1-9-45	07212 ⑨0596
12月5日(日)	東 条 正 医 院	〃 寿町2丁目3-18	07212 ④3581
12日(日)	橋 本 医 院	〃 甲田(川西) 167	07212 ③6065
19日(日)	児 島 医 院	〃 寺池台1丁目9-72	07212 ⑨1406
26日(日)	天 城 医 院	太子町春日93	07219 ⑧1163
29日(火)	高 田 医 院	富田林市喜志新家2-4-2	07212 ③2066
	横 田 医 院	〃 久野喜台2丁目5-5	07212 ⑨1984
30日(水)	松 浦 医 院	〃 寿町1丁目1-31	07212 ③3306
	綿 谷 医 院	〃 喜志町3丁目6-25	07212 ③2960

★診療時間は午前10時から12時まで、午後1時から午後5時まで
往診はいたしません。

善意銀行

昭和五十一年九月二十六日より十月二十日まで取り扱いました。

一万円 森屋 武部 義胤 殿

お預り致しました善意は、大阪府社会福祉協議会を通じて、兵庫県台風十七号被災地へお送りさせていただきます。

台風十七号義援金総額

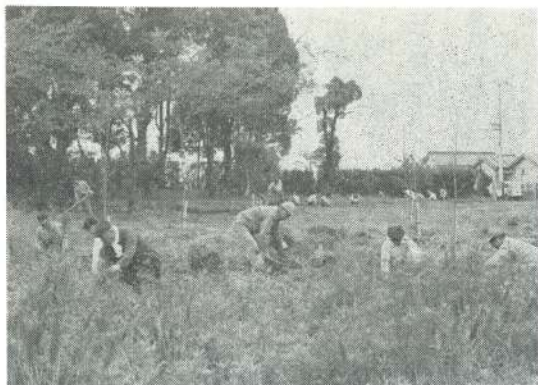
二万四千九百四十三円

兵庫県社会福祉協議会会長より十月二十五日礼状が参りました。ご協力ありがとうございました。

楠公史跡保存会に

ご加入を!

ただいま楠公史跡保存会では会員の入会を受け付けております。現在 正会員三九六名で村世帯数の約三十一%程度ご加入いただ



清掃奉仕をする本会員

(10月24日)

何卒、楠氏遺愛の郷土村民のみならず、我々有志の意とするところを諒とされご協賛ご入会たまわります様お願い致します。

なお、入会ご希望の方は各地区代議員及び理事または楠公史跡保存会事務局(電話二一四四七)までお申し込みください。

歳末助け合い運動に

ご協力ください

本年も、のこりすくなくりました。

恵まれない人達が明るく楽しいお正月を迎えられるよう千早赤阪村共同募金会では、十二月一日より十日まで歳末助け合い運動を行ないます。

みなさまよりいただく善意は、村内要保護世帯、施設入所者、援護児童等の方たちへお見舞品としてお贈り致します。

いております。

会では五十%以上の入会を目標といたしておりますので、ぜひご入会をくださいますようお願いいたします。

主要な事業目的は次の通りです

- 第一 荒廃しつつある史跡の保存・修理復元
- 第二 定期的な史跡の清掃
- 第三 リクリエーション親睦をかねての史跡めぐり
- 第四 講演会及び研修会
- 第五 その他本会の目的達成のため必要な事業

何卒、楠氏遺愛の郷土村民のみならず、我々有志の意とするところを諒とされご協賛ご入会たまわります様お願い致します。

なお、入会ご希望の方は各地区代議員及び理事または楠公史跡保存会事務局(電話二一四四七)までお申し込みください。



積極的にこの運動をおし進めたいと思いますので村民のみならずのご協力をお願い致します。

■実施主体

千早赤阪村共同募金会

■実施協力団体

千早赤阪村民生委員協議会

■募金期間

昭和五十一年十二月一日から十日まで

■募金受入窓口

千早赤阪村民生(児童)委員または千早赤阪村共同募金会事務局(役場住民課福祉係内)で受け致します。

毎月五日は

少年を守る日

家庭も社会も健全な青少年を育てるため協力しましょう。

歯の治療について

歯の治療にあたって、白金など特殊な材料を使用したりする場合に、従来いわゆる差額徴収治療が認められていたが、この制度は七月三十一日限りで廃止されました。

また、この治療により、物をかんだり、話をしたりする歯の機能は十分回復されます。この場合、患者さんは次の額を負担するだけですみます。

- ①健康保険の本人の場合
初診時 二〇〇円
- ②健康保険の家族及び国民健康保険の場合
通例は治療費の三割
なお、詳しくは次へお問い合わせください。

電話〇六九四一〇三五(代)
保険課 (内) 二四六一
国民健康保険課 (内) 二四七一

金剛山頂で清掃奉仕

関西電力実習生

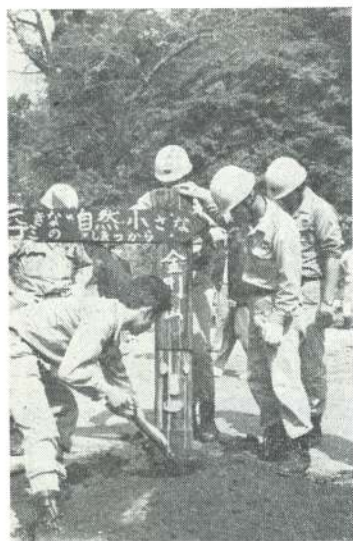
大阪府下の最高峰金剛山は、富士山について登山者数が第二位といわれ、年間一〇〇万人を越す盛況です。それに伴い観光公害ともいうべきゴミが各所に放置されて国定公園の自然環境風致をそこなっています。

地元村当局でも、その処理にため、環境美化キャンペーンや登山者の公德心に訴えています。幸い「金剛クリーンパトロール楠友会」「金剛山の自然を守る会」等民間の協力団体が、献身的な奉仕をいただいております。

去る十月十三日関西電力大阪南実習所(山野春二所長)と羽曳野営業所(丹生光昭所長)の実習生職員の方五十二名が、金剛山一帯で清掃奉仕をしていただきました。

当日は一同作業衣姿で、山頂附近の空缶やゴミを約五時間がかりでひろい集め、六ヶ所の大穴を掘って埋め、その量はトラック二台以上にもなりました。

その外各所に「大きな自然、小さなゴミのしまつから」などの立札をたて、自然保護を訴えたこの清掃奉仕は去る四十四年から毎年続けられこの機会に広報紙上を通じて厚くお礼申し上げます。



年中行事シリーズ

(13)

神人共楽

中津神社秋祭

〈祭の今昔〉

神社の昔ながらの祭りが、時代の流れと共に、次第に文化的なものとなり、現代人の生活から遠い存在になりかけているのは事実であります。

「……まつり」・「……祭」とかは「フェスティバル」・「カーニバル」といった名称の新しい祭りが次々と生れてきている。

この例にもれず、本村でも「金剛山納涼まつり」・「樹水まつり」と名うった催しを行って、観光客を誘致しています。

このように、いわゆる没信仰の祭りの流行時代において、古式ゆかしい祭りが今もなお伝承され一時中断していた獅子舞や地車も復活した神社があります。

「なつかしい心のふるさと」それは中津神社です。

〈中津神社〉

中津原字垣内に鎮座します中



【中津神社本殿】

津神社は、永享四年(一四三二年)の創建で、天太玉命・素盞男命・蛭子命をお祀りしています。

一説には同年悪疫が流行したので、祈願のためにこの神社を建立したと伝えられます。

現在の社殿は寛文一三年(一六七三年)三月に改築されたもので唯一神明造様式です。

明治四〇年府令により千早神社に合祀されたが、全四二年復社鎮座され現在に至っています。

〈中津神社の秋祭〉

「座」

中津神社の例祭日は、毎年二月一八日・一〇月一七日・十一月二三日ですが秋祭の宵宮(一〇月六日の祭典行事について紹介します)平安時代末期から、神社を中心とする祭りの組織として「座」制度がある。

中津神社の座は、東・西二座からなり、座家の男子家族が構成し各座家で男子が出生すると、座の帳簿「子堂名集」に記載されて座の一員となり、その者が結婚すれば大夫成と称し「大夫成集帳」に登録され各種行事に参加できます。

現在の「名集」・「集帳」は天明七年(一七八三年)・文化八年(一八一二年)のものであるが、この時代より古くから行なわれていたと思う。

宮座の最大の任務は、神事祭礼の経営ですが、そのための組織として座頭・頭屋(当座)が重要で

まず、座衆の最長老を一老(座頭)と称し、東・西二座から一人づつ選ばれて祭典を主宰するが、その補役、特に神酒・神饌等の準備を担当するのが当座で三軒づつ輪番制である。

〈秋祭宵宮〉

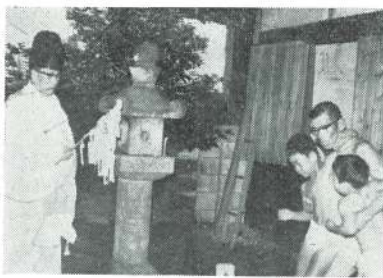
秋祭宵宮は、一〇月一六日ですが、昼間屋敷で東西の座頭一老が餐席をうけ、神事の打合せとホテイ相撲の籤を作成します。

夕方から各座衆氏子が相集い、昔は高張提灯を奉持して、祇園ばやしも賑やかに神社へと向い、境内の東西の台に張灯を立てかけて壮観であった。

参拝後、東西二座(拝殿向って右側が東座、左側が西座)に分れて、次の行事のホテイ相撲の抽籤が行なわれる。

〈ホテイ相撲〉

「神事相撲」については広報紙



【ホテイ相撲】

第三〇号で述べましたが、本村では不本神社のヤーホ相撲と共に中津神社のホテイ相撲が伝承されている。

まず東西二座に分れて一二十才位までの男子児童を集め、一老により抽籤を行ない各一名を選出する

行司は厄年にあたる人が厄のがれに申し出ることもある。

本殿前で行司が両者を組合せ、「ホデーホデー東勝ち・ホデーホデー西勝ち」と唱え三回乃至五回行なつて式が終り、児童は神前御供の饅頭をいただく帰る。

〈直会(なおりい)〉

ホテイ相撲が終り、神前で獅子舞「神の舞」が奉納されている間に、一老を筆頭に大夫成の者(座家各一名)が東西座に着席し直会がはじまる。

直会というのは、祭典の後に行なう盃事のことである。

当座ではコンニャク・里芋(現在は大皿四個で各自随意とるが、昔は各コンニャク二切、里芋四、五個であった)を肴に大杯で三杯(最初の一杯は冷酒後二杯は燗酒)をいただく。

もともと酒には、穢れを清める力があると考えられるので、神前で古来酒盛の行事が行なわれてきた。

そして酒が人々を酔いに導き、次の獅子舞「庭の舞」の序曲として、座衆や観客をエクスタシーの境地へ誘いこみ、祭りは愈々最高潮に達するのである。

〈獅子舞〉

祭りは日本人のさまざまな共同生活の中で、昔から大きな役割を果たしてきた。社会的には、人々の「心の広場」であり、さらに文化的には芸能・演劇・文学等が発生、展開する母胎の役をもっていた。民間芸能のうち、代表的なものは神楽と共に獅子舞である。獅子舞は、大陸伝来のものと、日本固有の二系統があり、当社で行なわれているのは大陸伝来の伎楽系の獅子舞です。

即ち、獅子頭のついた布の胴に二人がはいり、舞ったり、曲芸したり、その間に俄芝居風の事を演じる。



【獅子舞】

神前で奉納される「神の舞」に対し、境内の舞台上で観客を対象とするものを「庭の舞」又は「娯楽の舞」といい、十二舞あり、その主なものは「花の舞」・「乱曲」・「玉の舞」・「いざり舞」等である。

獅子以外に天狗・ひょっとこ・狐等の道化や、笛太鼓の囃方がつき、獅子舞は高調し、時を忘れ神人共に楽しむのである。

永い間中止されていた中津神社の獅子舞は本年復活され、当社若中獅子舞保存会により五十二年より継承されることになりました。祭りは、古来地域の人々のコミニケーションの場であり、共同体意識高揚のかけ橋でもあった。そこにこそ祭りの社会的意義があり、都市化現象による連帯意識の稀薄化や科学万能時代における人間疎外の砂漠の中から、今もなお伝承されている郷土芸能を媒体とし、健全にして明るい社会・文化を建設していききたいものです。